

◎保育料改正（案）

1 保育認定（2号・3号）における保育料

① 現行水準の維持

新制度における国の利用者負担の案は、現行の水準を基に示されているため、本市においても現行の水準を基本とし、階層は現行と同じ13階層、施設・事業形態を問わず同一の保育料を適用します。

② 保育短時間保育料は保育標準時間の▲1.7%

保育短時間の保育料は国が定める水準と同様に保育標準時間の▲1.7%を基本として設定します。

③ 軽減制度の維持・拡充

保育料の軽減制度については、現行の軽減制度を継続し、さらに多子世帯への負担軽減の観点から第3子以降の保育料は無料とします。

2 教育標準時間認定（1号）における保育料

① 所得に応じた応能負担の保育料設定

新制度における国の利用者負担の案は、保育所保育料と同じく所得に応じた階層別の保育料設定となっており、本市においても国の案を基に所得に応じた保育料設定とします。

② 保育認定における保育料と同水準の国基準からの軽減

保育認定における保育料が国基準の約7割を目処に設定していることから、教育標準時間認定における保育料も国基準の7割を目処に設定します。

ただし、一部の階層で利用時間の短い1号認定子どもの方が2号認定子どもより保育料のほうが高くなるため、2号認定の保育料を上回らないよう2号認定の保育料を上限として設定します。

③ 経過措置の導入

一律の保育料から所得に応じた階層別の保育料設定とすることにより所得が多い世帯では保育料が急激に増加する場合もあるため、保護者への周知期間を考慮し、1年間に限り大町幼稚園の現行保育料の月8,000円を上限とする経過措置を設けます。

ただし、大町幼稚園では現行8月を除く11か月徴収のところ、新制度では12か月徴収とすることを基本としているため、これまで保育料が据え置かれていたことや消費税増税等の状況を踏まえ、経過措置の内容は月8,000円の12か月徴収とします。